

(目的)

**第1条** この要綱は、小値賀町で後継者として就労するために必要な資格を取得しようとする者に対し、学費の一部を補助し、小値賀町における後継者の確保を図ることを目的とする。

(資格)

**第2条** 奨学資金の補助を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次に該当する者でなければならない。

- (1) 後継者としての資格を取得するための必要な教育機関に在学する者であること。
- (2) 小値賀町での就労に意欲的であること。
- (3) 補助金を申請できる期間は、奨学生が18歳を迎える年度の4月1日から、40歳を迎える年度の3月31日までの間とする。
- (4) 奨学生が小値賀町に住民登録を有していない場合であっても、2親等以内の親族が小値賀町内に住民登録を有する場合は、その資格を有する。

(補助金額)

**第3条** 補助金の額は、月額10万円を上限とする。

(補助期間)

**第4条** 奨学資金の補助期間は、修学課程を修了するために要する最低年限とする。

(奨学生の数)

**第5条** 奨学生の数は、毎年度予算の範囲内で町長が定める。

(手続)

**第6条** 奨学資金の補助を受けようとする者は、小値賀町後継者確保支援奨学資金補助金交付申請書（様式第1号）に、別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項の選定は、小値賀町まちづくり担い手育成審議会において行い、町長がこれを決定する。
- 3 町長は、奨学生を決定したときは、小値賀町後継者確保支援奨学資金補助金交付決定通知書（様式第2号）により本人に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第7条** 補助金は、修学課程を修了した翌年度から、毎年20万円を上限に小値賀町に返還するものとする。ただし、奨学資金の補助の全部又は一部を繰上返還することを妨げない。

- 2 返還額が年間20万円に満たない場合は、その額を返還する。

(返還の猶予)

**第8条** この要綱によって、奨学資金の補助を受けた者は、修学課程修了後5年以内に限り返還を猶予することができる。

(補助金の停止又は取消)

**第9条** 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は奨学資金の補助を停止又は取消することができるものとする。

- (1) 在学中に死亡したとき。

- (2) 負傷、疾病等により就労開始の見込みがないと認められるとき。
- (3) 小値賀町での就労開始の意思が認められないとき。
- (4) その他町長が、停止又は取消の必要があると認めたとき。

2 前項各号の定めに該当した場合は、奨学生は町長に小値賀町後継者確保支援奨学生辞退届（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助金の返納）

**第10条** 受給者は、修学していない事実が判明した場合、事実発生後6月以内に、補助金の全部又は一部を町に返納しなければならない。

2 受給者が納期日までに補助金を返納しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

3 前2項の規定による補助金の返納及び延滞金は、町長が必要と認める場合には、減免することができる。

4 町長は、前項の規定により、補助金の全額又は一部の返納を決定したときは、小値賀町後継者確保支援奨学資金返納通知書（様式第4号）により本人に通知するものとする。

（報告）

**第11条** 受給者は、自己及び保証人の身上等に関し変動があったときは、遅滞なく町長に小値賀町後継者確保支援奨学生異動届（様式第5号）を提出しなければならない。

2 年度を超えて補助を受けようとする者は、年度開始時に小値賀町後継者確保支援奨学生継続意思届出書（様式第6号）に、在学証明書を添えて提出しなければならない。

（要綱の見直し）

**第12条** この要綱は、施行の日から3年を超えない期間ごとに、社会状況の変化やこの要綱の推進状況を検証し、その結果に基づいて見直しを行う。

（その他）

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号 (第6条関係)

小値賀町後継者確保支援奨学資金補助金交付申請書

補助申請額	月 円	
補助申請期間	年 月から 年 月まで	年間
修学予定学校名		

小値賀町後継者確保支援奨学資金補助金交付要綱の規定により、上記のとおり補助金の交付を受けたいので、連帯保証人連署の上申請します。  
 なお、補助を受けたうえは、関係規則を固く遵守することを誓約します。

年 月 日

申請者 住 所

㊞

生年月日 年 月 日

電話番号

上記の者の誓約事項については、何事にもかかわらず連帯保証人において引き受け、小値賀町に対して損害をかけた場合は、連帯保証人において連帯責任をもって債務を履行し、責任を果たすことを誓約します。

年 月 日

連帯保証人 住 所

氏 名

㊞

連帯保証人 住 所

氏 名

㊞

小値賀町長 様

- ※添付書類・・・入学許可証又は在学証明書
- 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 振込先預金通帳等の写し
- 連帯保証人の所得証明書

※受給者が補助金の返還を滞納した場合に支払う連帯保証人極度額については、毎月の返還額の12か月相当分とする。

様式第2号（第6条関係）

小値賀町後継者確保支援奨学資金補助金交付決定通知書

先に申請があった小値賀町後継者確保支援奨学資金補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付番号			
交付対象者氏名			
補助申請額	月	円	
補助申請期間	年	月から	年間
	年	月まで	
修学学校名			

年 月 日

小値賀町長

⑩

様

様式第3号 (第9条関係)

小値賀町後継者確保支援奨学生辞退届

年 月 日

小値賀町長 様

受給者住所  
氏名 ㊟

連帯保証人住所  
氏名 ㊟

(受給者が死亡の場合は保証人のみ)

下記のとおり、奨学資金補助金受給の辞退をしたいのでお届けします。なお、補助金は要綱に基づき返納いたします。

記

辞退の理由	死亡 傷い・疾病等 その他 ( )
該当年月日	年 月 日
備考	

様式第4号 (第10条関係)

小値賀町後継者確保支援奨学資金補助金返納通知書

年 月 日

様

小値賀町長

印

下記のとおり、奨学資金補助金の返納を決定したので、通知いたします。別添の納入通知書で、下記の期日までにお支払ください。

記

1. 返納額 金 円

(1) 返納の理由

(2) 返納額の計算根拠

①-②= 円

①支給額 円× 月= 円

②返納免除額 円

2. 返納期限 年 月 日まで

様式第5号 (第11条関係)

小値賀町後継者確保支援奨学生異動届

小値賀町長 様

受給者住所  
氏名 ⑩

連帯保証人住所  
氏名 ⑩  
(変更があった場合新保証人)

下記のとおり、変更がありましたので届け出ます。

記

学籍の移動			
区分	異動年月日	旧学校名	新学校名
1 休学	年 月 日		
2 転学	年 月 日		
3 理由			
区分	異動年月日	異動内容	
1 氏名	年 月 日	旧	新
2 住所	年 月 日	旧	
		新	
3 連帯保証人	年 月 日	旧	理由：
		新	
		住所	

※受給者が補助金の返還を滞納した場合に支払う連帯保証人極度額については、毎月の返還額の12か月相当分とする。

様式第6号 (第11条関係)

小値賀町後継者確保支援奨学生継続意思届出書

年 月 日

小値賀町長 様

受給者 住 所  
氏 名

㊞

下記の期間の、奨学資金の補助金受給を継続したいので届出ます。

記

1. 現補助期間 年 月 日～ 年 月 日
2. 継続補助期間 年 月 日～ 年 月 日

※添付書類・・・在学証明書